

発議案第 27 号

福島第一原子力発電所の汚染水（ALPS 処理水）の海洋放出中止を求
める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1
項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
	同	伊 原 忠
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、福島第一原子力発電所の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

福島第一原子力発電所の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める意見書

岸田政権は、本年8月24日午後1時頃、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出を強行した。これは2015年の「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という国民や福島県民への約束を政府が反故にしたものであり、断じて許されるものではない。

8月21日に岸田首相と面会した全国漁業協同組合連合会の坂本雅信会長は、「海洋放出については依然として反対するという立場を堅持する」と明言している。岸田首相は8月20日に福島県を訪問したが、漁業関係者、地方自治体首長との面会はしていない。聞く耳を持たず、約束も守らない、岸田首相の政治姿勢は民主主義の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は、ALPS（多核種除去設備）で処理しても放射性物質のトリチウムは除去できず、「規制基準以下」とはいえ、セシウム、ストロンチウムなど、トリチウム以外の放射性物質が含まれていることを政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然である。

福島第一原子力発電所の建屋内への地下水の流入を止めない限り、汚染水は増え続けることになる。重大なことは、凍土壁などの対策が十分な効果を上げていないにもかかわらず、政府が汚染水の増加を止めるための有効な手立てを講じていないことである。政府は、広域の遮水壁の設置など、汚染水の増加を止めるための手立てを真剣に講ずるべきである。専門家からは、「大型タンク貯留案」や「モルタル固化処分案」など、放射性物質の海洋放出を回避する手立ても提案されており、問題を解決するための真剣な検討と対策を行うべきである。

今回、汚染水の海洋放出を強行したことで、漁業のみならず、加工・輸送・卸売業や観光に様々な影響を及ぼすこととなり、福島の復興に大きな障害をもたらすこととなる。原子力発電所事故を引き起こした東京電力ホールディングス株式会社や政府が、その責任を脇に置いて、福島の復興に大きな障害をもたらし、被害者に押し付けることは許されない。

また、中国では日本の水産物の輸入停止措置が実施され、日本は既に経済的な打撃を受ける事態となっている。汚染水の海洋放出は直ちに中止すべきである。

よって、本市議会は国に対し、福島第一原子力発電所の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様